株式会社 テレビ松本ケーブルビジョン 光ファイバーを接続回線とするケーブルプラス電話サービスご利用規約

第1条(総則)

株式会社テレビ松本ケーブルビジョン(以下「当社」といいます。)は、KDDI株式会社が別に定める ケーブルプラス電話サービス契約約款(以下「約款」といいます。)及びこの「光ファイバーを接続回線 とするケーブルプラス電話サービスご利用規約」(以下「本規約」といいます。) に基づき、約款で定め るケーブルプラス電話サービス(以下「電話サービス」 といいます。) に関する端末設備の提供および 当社所定の工事(以下あわせて「本サービス」といいます。)を行います。

- 2. 本規約の規定が約款の規定と矛盾又は抵触する場合は、約款の規定が本規約の規定に優先して適 用されるものとします。
- 3. 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、端末設備の提供条件は変更後の規約により ます。

第2条(用語)

本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、約款で使用する用語の意味に従い ます

第3条(本サービスの内容)

本サービスの内容は、次のとおりとします。

(1)端末設備貸出サービス

当社から電話サービスの提供を受けるために必要となる約款別記18で定める端末設備をお客 様 (第4条に基づき本サービスの利用申込みを当社が承諾した方をいいます。以下、同様としま す。)に貸与するサービス

(2)工事サービス電話サービスの提供を受けるために必要な電話接続回線の引込み、屋内配線、終端装置の設置に 係る工事及び保守等の一部をおこなうサービス

第4条(利用契約)

本サービスを利用しようとする方(以下「申込者」といいます。)は、約款等及び本規約を承諾のうえ、 当社が別途指定する方法により本サービスの利用を当社に申し込んで下さい。

- 2. 当社は、前項に基づく申込みがあったときは、受け付けた順番に従って承諾します。
- 3. 当社は、前項の規定に拘らず、次の各号の何れかに該当する場合には、第1項に基づく申込みを承 諾しないことがあります。
- (1)申込者とKDDI株式会社の間において電話サービスに係る契約(以下「電話契約」といいま す。)が締結されていない場合。
- (2)申込みにあたり申込者が虚偽の内容を当社に申告し、又はその虞がある場合。
- (3)申込者が本サービスの料金の支払いを現に怠り、又はその虞がある場合。
- (4)過去に、申込者の責めに帰すべき事由により当社と申込者との間において締結していた本サー ビスの提供を受けるための契約(以下「利用契約」といいます。)が解除され又は申込者に対する 本サービスの提供が停止されたことがある場合。
- (5)その他、本サービスの遂行上又は技術上の支障を生じる虞があると当社が判断する場合。

第5条 申込みの撤回等

申込者は、申込みの日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその申込みの撤回を行うこ とができます。

- 2. 前項の規定による申込みの撤回は、同項の文書を当社が受領したときにその効力を生じます。
- 3. 第1項の規定により申込みの撤回を行なった者は、実際に支払った工事に関する費用の還付を請 求することができます。ただし、予め申込みの撤回をする意思をもって申込みを行なった場合等、 申込みをしようとする者に対する保護を図ることとする同項の規定に反していると明らかに認 められるときは、この限りではありません。
- 4. 前項の規定にかかわらず利用契約後、引込工事、宅内工事等を着工済み、また完了済みの場合には 契約者はその工事に要した費用の全ての費用を負担するものとします。

第6条(端末設備貸出サービス)

当社は、第4条の規定に従い利用契約が成立した場合は、約款及び別紙「端末設備貸出サービスに関 する契約条項」に基づき、第3条第1項第1号で定める端末設備貸出サービスをお客様に提供します。 尚、端末設備の所有権は当社に帰属し、利用契約が解除された場合、お客様は直ちに端末設備を当社 に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は別に定める損害金を請求します。

第7条(工事サービス)

当社は、第4条の規定に従い利用契約が成立した場合は、本規約に基づき、必要な電話接続回線の引 込み、屋内配線、終端装置・端末設備の設置に係る工事及び保守等の一部(以下「工事サービス」とい う)を、当社所定の機器、工法等により当社又は当社が指定する業者が行なうものとします。

第8条 お客様の工事協力

お客様は、電話接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます)又は建物内等において、 当社が電話接続回線、屋内配線及び終端装置・端末設備等を設置する為に必要な場所を無償で提供

- 2. 当社は、機器の設置、撤去、保守等の工事、点検等を行う為に、必要があるときは、お客様の承諾を 得てお客様が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、又はこれら及び電気・水等を無 僧で使用できるものとします。この場合において地主、家主、管理組合その他利害関係人があると きは、お客様はあらかじめその承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負 うものとします。
- 3. お客様は、電話接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます)又は建物内において、 当社の電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用することを希望 するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
- 4. お客様は、当社が提供した終端装置・端末設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊 し又は線条その他の導体を接続しないこととします。契約者は、故意又は過失により終端装置・ 端末設備を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失および修理不能によ る場合は、当社が別に定める料金を当社に支払うものとします。

第9条 工事費

お客様は、当社が工事サービスの実施を完了した場合、当該工事サービスに関する料金(当社が別に 定める料金をいい、以下「工事費」という)を当社に支払う義務が発生します。

第10条 KDD I 株式会社に係る債権の譲渡等

当社は、お客様に、約款に定めるところにより当社に譲り渡すこととされたKDDI株式会社の債権 (以下、「電話サービス料金」という)を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この 場合、当社及びKDDI株式会社は、お客様への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとし ます。

第11条 請求と支払等

お客様は、工事費および電話サービス料金を金融機関の預金口座振替による方法で、当社の定める期 日迄に支払いを行なうものとします。

- 2. 前項にかかわらず、当社が特に認める場合には、お客様は銀行振込又は当社が定めるその他の方 法で支払うことができますが、金融機関に係る振込手数料は、お客様の負担とします。
- 3. お客様は当社が工事費および電話サービス料金の収納業務を収納代行会社に委託することがあ ることを承認していただきます。
- 4. お客様が、工事費および電話サービス料金の支払いを怠ったときは、支払期日の翌日から支払日 の前日までの日数について年利14.5%(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、 365日の割合とします。)の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第12条(利用契約の終了)

当社は、お客様が本規約(本規約において準用している規定を含みます。)に違反したときは、何ら事 前の通知又は催告を行うことなく利用契約を解除することができるものとします。

- 2. お客様は、利用契約を解約しようとするときは、予め、当社が別途定める方法によりそのことを当 社に通知するものとします。
- 3. お客様とKDD I 株式会社の電話サービスに係る契約が終了したときは、何ら意思表示を行うこ となく当然に利用契約も終了するものとします。
- 4. 利用契約の終了に伴い、当社はお客様の電話接続回線の引込み工事に係る施工部分、屋内配線、終

端装置・端末設備を撤去し、お客様は工事費を支払うとともに撤去に伴うお客様が所有もしくは 占有する敷地、家屋、構造物等の回復を自己の負担にて行うものとします。

第13条(利用契約に係る契約者情報の利用)

当社は、お客様の氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当 社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求、その他の 当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービス提供にあた り取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

第14条(協議)

お客様及び当社は、本規約に定めのない事項または本規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意をもっ て協議の上解決するものとします。

附則 本改正規約は2018年3月1日より適用します。

《別紙》

端末設備貸出サービスに関する契約条項

- 1. ホームゲートウェイ機器の貸出
- (1)当社は、お客様に対し、そのお客様との間で締結している1のケーブルプラス電話契約につき 1の当社が別途指定するホームゲートウェイ機器(種類の異なる複数のネットワークを接続するための機器であって、通信プロトコル変換及び I Pルーティング等の機能を有するものを言 います。以下「ホームゲートウェイ機器」といいます。)を無償で貸与します。
- 2. ホームゲートウェイ機器の設置及び撤去等
- (1) 当社は、前項に基づきお客様に貸与するホームゲートウェイ機器をお客様が指定した設置場所 (但し、電話サービスの提供を受けることができる場所に限ります。)に設置し、その設置した日 からお客様に対する当該ホームゲートウェイ機器の貸与が開始されるものとします。
- (2)お客様は、ホームゲートウェイ機器とお客様の機器とを接続しようとするときは、その接続方法 及び設定内容等について当社の指示に従うものとします。
- (3)ホームゲートウェイ機器とお客様の機器との接続に必要となる物品等及びホームゲートウェイ 機器を使用するにあたり必要となる電源等は、お客様の責任と費用負担で準備するものとしま
- (4)当社はお客様に対して、貸与開始においてホームゲートウェイ機器が正常な機能を備えている ことのみを担保し、ホームゲートウェイ機器の商品性およびお客様の使用目的への適合性につ いては一切担保しません。
- 3. ホームゲートウェイ機器の使用及び保管等
- (1)お客様は、ホームゲートウェイ機器を善良なる管理者の注意をもって使用及び保管するものと します。
- (2)お客様は、ホームゲートウェイ機器を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担 保として提供し又は使用させ、ホームゲートウェイ機器を改造若しくは改変し又はお客様が利 用契約において指定した当該ホームゲートウェイ機器の設置場所以外の場所に移転してはなら ないものとします。また、お客様は、電話サービスを利用する目的以外にホームゲートウェイ機 器を使用してはならないものとします。
- (3)お客様は、ホームゲートウェイ機器に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当 社に通知します。当社はその通知を受領後、故障品と同一機種もしくはほぼ同等の機能を有する 正常なホームゲートウェイ機器(以下「代品」といいます。)を提供し、お客様は、故障、毀損等の生 じたホームゲートウェイ機器(以下「故障品」といいます。)を当社に返却するものとします
- (4)前項の規定に拘らず、当社は、お客様の責に帰すべき事由によりホームゲートウェイ機器に故障、 滅失又は毀損等が生じたときは、お客様に対し、別表2「ホームゲートウェイ機器購入代金相当 額 に定める額を請求できるものとします。

4. ホームゲートウェイ機器の返還等

ホームゲートウェイ自体の返却については光ファイバーを接続回線とするケーブルプラス電話サー ビスご利用規約の第6条に「利用契約が解除された場合、お客様は直ちに端末設備を当社に返却する ものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は別に定める損害金を請求します。」と規定して おりますが、それに加えて撤去等の方法につき具体的に規定される場合は、貴社での実態に合わせ規 定頂ければと存じます。

5. 責任の範囲

- (1)当社およびKDDI株式会社(以下「当社等」といいます。)は、当社等の責めに帰すべき事由に基 づくホームゲートウェイ機器の故障、滅失又は毀損等によりお客様が損害を被った場合、約款に 規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度としてその損害を賠償します。 但し、お客様に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。
- (2)当社等は、端末設備の修理等にあたって当社等の責めに帰すべき事由によりお客様の機器その 他の物品等に損害を与えた場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する 額を限度として損害を賠償します。但し、お客様に故意または重大な過失がある場合は、この限 りではありません。
- (3)前二項の場合において、当社等は、当社等の責めに帰すべからざる事由によりお客様が被った損 害について、その責任を一切負わないものとします。
- (4) 当社等は、お客様の責めに帰すべからざる事由によりホームゲートウェイ機器を全く使用する 当社等は、いる保め見めに滞す、からとる事品によりがトロント・アンエー機器を主く使用することができない状態(ホームゲートウェイ機器を全く使用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応す る約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。但し、当 社等の故意又は重大な過失により、ホームゲートウェイ機器を全く利用できない状態が生じた ときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間について、その時間に対応 する約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。

別表1 [工事費]

建物形態 区分 対象者 工事内容 単位 戸建住宅 集合住宅 1ケーブルプラス 別に定める 別に定める CATV既契約者 追加工事 接続回線ごと 実費相当額 実費相当額 本サービスの 利用開始 1ケーブルプラス 別に定める 別に定める CATV未契約者 新規丁事 接続回線ごと 実費相当額 実費相当額 本サービスの ケーブルプラス 1ケーブルプラス 別に定める 別に定める 撤去工事 接続回線ごと 実費相当額 解除 雷話契約者 実費相当額

別表2

ホームゲートウェイ機器購入代金相当額